

香川県条例第32号

知事等の給与の特例に関する条例

知事、副知事及び教育長の受ける給料月額、令和2年7月1日から同年12月31日までの間においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表第1に掲げる給料月額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 知事 100分の20
- (2) 副知事 100分の10
- (3) 教育長 100分の8

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。